

第7回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

議事概要

日 時： 平成25年10月7日（月）15：00～17：05

場 所： 中央合同庁舎4号館1214特別会議室

出席者： 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、志方委員、渡邊委員

○概要

秋山委員、志方委員、木場委員、久保委員から、それぞれ資料に沿って説明があり、質疑応答及び自由討議が行われた。

委員からの発表に関する質疑応答等

「・」は委員からの意見等、「→」は委員からの回答等

-
- ・ 水源地の保有問題に言及ある中で、保有状況の調査のきっかけは、外国人がこれらを購入しているという報道だったと思うが、外国人による保有に対する意見あれば。
→ 水源地の山林を含め、山林一般に関して、これを入手した際の事後報告等の条例が制定されているが、これまでのことろ外国人が取得すること自体に大きな問題があるとは思っていない。目的は投機、投資だったのではないか、
 - ・ 海上保安庁での対応が困難であれば、海上警備行動が発令され、自衛隊による対応となるが、海警行動であれ治安出動であれ、武器使用に関しては警職法の準用となり、比例原則に縛られる。また、あくまでも司法執行であり国土防衛ではない。
 - ・ 海上警備行動と防衛出動の間のグレーゾーンには、現行法体系では対応が難しい所があり法整備が必要。
-
- ・ 外国からの大量難民の襲来、在留法人の救出について話があったが、難民が離島にくることはあっても、救出した邦人を離島に輸送する可能性は低いのではないか。
→ 在留邦人の救出方法として、取り敢えず船で外国から近い島まで、というのがあってもいい。また、外国からの難民のケースでは、日本の島であれば途中であっても救助を求めて上陸するというのはあり得る。
 - ・ 離島の保全のための米国との分業のあり方について。日本の島であるので、日本が率先して守るべきというのが原則ではあるが、米国軍艦が周囲にいるとか、米国コーストガードの職員が巡視船に上乗しするなど、抑止の段階から協力してもらおうということもあるのではないか。米国との共同演習も遠方で実施するのではなく、日本の近くで行った方が明確なメッセージ出せると思う。

- ・自衛隊の活動も多様化する中で、一般的な国境離島での対策はどうあるべきか。離島も場所によるだろうが、外国人に島の土地を買われてしまっていて部隊が展開できないとかというようなことに対応するため、離島はどうあるべきかというような示唆あれば。
- 離島に兵力がいつでもそこに行けるようにしておくこと必要。自衛隊によるエアカバー、周辺海域に艦船がいるというのが大切。
-

- ・現在、沖ノ鳥島、南鳥島では棧橋を整備中。沖ノ鳥島でも臨港道路もいずれ建設予定。これら離島を研究の場として活用してもらったり、観光ツアーの船が着棧して島内に入ることも考えられる。

- ・学習指導要領の改定に、海洋教育を盛り込もうという方向性が出てきたようであるので、是非「離島」、「国境」も入るよう知恵を出して頂ければと思う。

- ・離島の名称付与に当たって市民に公募するという提案は非常に興味深い。

- ・EEZの根拠離島の名称は、誰がどのようにして決定しているのか。

- 地元市町村に地域での呼称等を確認するとともに、呼称等がない場合は、公募等により名称を提案してほしいと依頼している。その際、事務局から、一定のルールを作って考えた名称案を示したが、公募による名称はなく、事務局の案通りとなった島が多い結果となった。今後、領海外縁名称未定離島について作業を進める折には、本懇談会で公募を活用するよう意見があったことを強調して依頼することとする。

- ・離島の名称について、変更の可能性はあるのか。

- 離島の名称をはじめとした地名について、国土地理院と海上保安庁とが協議をして統一を図っている、地域からの要望があれば変更は可能だと思う。

- ・外国では国境離島を印刷した切手やカレンダーも発行されている。

- ・長崎県離島振興協議会は、昨年、郵政会社と調整の上「国境離島切手」を発行している。

- ・日常的に管轄権を行使していることを明らかにするためにも国民の意識の啓発が必要であり、最終提言にも盛り込めればと考えている。安全保障の問題は、現実に関わることであって、本懇談会の手には余るものであるが、一般的なこととして取り込むことは十分に可能だと思う。

以上